

## 平和モニュメント制作業務委託に関する仕様書

**1 業務名**

平和モニュメント制作業務委託

**2 目的**

綾部市は、戦後の混乱冷めやらぬ昭和 25 年 10 月 14 日に、市制施行後間もない議会において、我が国初となる世界連邦都市宣言を行った平和のまちである。都市宣言以後も、平和を市是として、市民団体との協働によりさまざまな取り組みを進めてきた。昭和 49 年制定の市民憲章の第 1 項で「平和をねがい、祈りのあるまちにしよう」と謳っているほか、機会あるごとに平和に関するモニュメントを設置するなど、世界連邦・平和促進のための取り組みを継続しているところである。

令和 5 年度から旧市民センター跡地に整備中の新都市公園については、市民代表でつくる「旧市民センター跡地活用検討委員会」から「誰もがいきいきと気持ちよく過ごせる未来へ夢や希望をつなぐ公園」という基本コンセプトや「平和を愛する心をはぐくみ、未来へ伝える公園づくり」などを整備方針とする提言を受けた。

本業務は当該提言等を踏まえ、市民等が世界連邦都市宣言を再認識し、平和の大切さを発信するシンボルとなる「平和モニュメント」を整備するため、モニュメントのデザイン、制作、設置場所までの運搬等を行うものである。

**3 業務期間**

契約締結日の翌日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）（予定）

**4 業務内容****(1) 平和モニュメントのデザイン提案及び制作****① プロポーザルにおいて提案をお願いするデザイン数等**

プロポーザルでは以下点数のデザイン提案を求めることとする。ただし、契約後の業務内容は必ずしもプロポーザルでの企画提案内容に沿ったデザインで実施するものではない。

最低 3 点以上

※別添 1（別紙 1）に記載のいずれかのデザインの要素を含めたデザインを最低 1 案含むこと。

**② デザインの仕様**

a. サイズ

概ね4m四方位程度まで

b. デザインコンセプト

- ・世界連邦マークを添えるなど世界平和をイメージできるもの
- ・平和への祈りを捧げるにふさわしい空間が演出できるもの
- ・新都市公園の景観との調和に配慮したもの（イベント開催等で観覧の邪魔にならないもの）

c. 必要な機能等

- ・平和祈願の式典等で打鐘が可能な「鐘」を含むもの  
（高齢者等に配慮し、藤山山頂にある「平和の鐘」の代替機能を有するもの）
- ・都市公園に設置するモニュメントとして耐久性・安全性を有しているもの
- ・死角となる個室空間を避けるなど維持管理面に配慮したもの
- ・安全性に十分配慮し、構造計算等により、安易に倒壊し、又は損傷することのないような構造とするとともに、近くを歩行している者等に危険が生じないものとする。
- ・維持管理が容易なものとする。
- ・設置にかかる土木工事費の積算が3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない構造・形状とすること。

③その他

モニュメントの基礎の構造については、令和6年9月末日までに市がの指定業者と協議を完了すること。

(2) 平和モニュメントの運搬・納品等

- ・納品は、現在整備中の都市公園内の設置場所とする。（別添1別紙2参照）
- ・納品にあたっては事前にモニュメント設置業者（公園整備事業者を想定）と調整し、引き渡しを行うこと。

5 成果品

- (1) 平和モニュメント
- (2) 業務報告書
- (3) 完成写真、制作時及び設置時の状況写真
- (4) 設計図、完成図、構造計算書、打合せ記録簿
- (5) 上記、成果品の電子データ

(6) その他、本市が必要とする成果品

## 6 成果品の利用及び著作権

(1) 受注者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を、本市に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権については、本市に対し行使しない。本市は、著作権法第20条（同一性保持権）の規定にかかわらず、本業務の遂行に必要な範囲において、目的物の改変を行うことができる。

(3) 本業務の成果品に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受注者はその著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。

(4) 受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

## 7 その他運営上の要件

### (1) 実施体制

受注者は、本業務の施行にあたって発注者の意図及び目的を十分に理解し、適正な人員を配置し、最高技術を発揮するよう努めるとともに、正確丁寧に行わなければならない。

### (2) 契約後の業務

プロポーザルは、受注者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、発注者と協議を重ねながら業務実施計画書を作成し、その計画に沿って実施すること。

### (3) 業務の再委託について

① 受注者は、全ての業務を第三者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に本市の承認を得なければならない。

② 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、本市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

### (4) 個人情報等の保護

① 受注者は、本業務で知りえた個人情報や、本市の事務に関する機密事項を、み

だりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。本業務委託が終了した後も同様とする。

- ② 業務遂行にあたり、必要となる資料等については、本市が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意することとする。

(5) その他

- ① 納品後、1年以内に成果品に契約不適合が発見された場合は、本市の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うこと。
- ② 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、必要に応じ本市と受注者で協議し、対応すること。